新型コロナウイルス感染症対応指針

2021.3.30

京都市立芸術大学

京都市立芸術大学では、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、「公立大学法人京都市立芸術大学新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン(2020年6月1日策定)」(以下「ガイドライン」という。)に従い適切かつ柔軟に対応するため、以下のとおり指針を策定する。対応指針のレベルは、国、京都府その他周辺地域及び本学内の状況を総合的に勘案して、危機管理本部において決定する。学生・教職員にはこの指針による自律的な行動を強く要請する。なお、本指針は、今後の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行う。

	レベル1	」は、予後の恋未代仇寺を暗また、随時兄直しを刊了 レベル2	レベル3
	(通常時)	(感染警戒時)	(非常事態時)
教育 ①実技授業 ②学科授業 ③視察・見学等	通常どおり	三密対策等、感染防止策を講じた上、①は対面、②は遠隔で実施、③は原則可能。 ただし、②で教育上必要性が高いと認められるもの (*1)は、対面での実施も可能。 ③は緊急事態宣言対象地域に指定された場合等は 中止。	①②共に遠隔授業。(対面授業の禁止) ③延期又は中止。
制作・演奏(練習)	通常どおり	三密対策等,感染防止策を講じた上,実施可能。 ただし,複数人による制作やアンサンブル等は,必 要最小限で実施。	大学施設の使用禁止。
研究活動	通常どおり	三密対策等, 感染防止策を講じた上, 実施可能。 ただし, 可能な限り在宅での研究を推奨。	大学施設の使用禁止。 ただし、必要性が高いと認められるもので、研究 の維持に最低限必要な場合のみ(*1)、教員・研 究員は一時的な入構が可能。
学生の入構	通常どおり	感染防止に留意の上,入構可能。	入構禁止 ただし、学生相談や窓口対応が必要と認められる 場合のみ(*2)、一時的な入構が可能。
学外者の入構	通常どおり	感染防止に留意の上,入構可能。	入構禁止 大学運営に最低限必要な場合,職員立会いの下, 入構可能

附属施設等の利用 ①附属図書館・伝音図書 室 ②芸術資料館 ③ギャラリー@KCUA ④学内ギャラリー ⑤芸資研カフェスペース	通常どおり	三密対策等、感染防止策を講じた上、全て開館。 ただし、次のような対応策を個別に検討。 ①は開館時間の短縮や学外者利用の制限等、 ②③⑤はギャラリートーク・ワークショップ等のイベント中止等、 ④は実技授業での使用を優先等。	全て閉館。 ただし、次のような対応策を個別に検討。 ①は図書郵送貸出の実施等, ②③は動画配信等
クラブ・同好会活動等(*3)(対外試合の参加や, 演奏会の開催を含む)	通常どおり	担当教員(学生部長)及び事務局の許可を得た団体のみ活動可能。 ただし、合宿、遠征、懇親会などは三密防止が困難なものは禁止。 なお、緊急事態宣言対象地域に指定された場合等は、活動禁止。	原則活動禁止 オンラインによる活動は可能
市民が参加する講座,セミナー,演奏会など (学部,研究科,センター,教員等による主催)	通常どおり	必要性があるものは、三密対策等、感染防止策を講じた上、実施可能。 ただし、オンライン開催を推奨。 なお、緊急事態宣言対象地域に指定された場合等 は、原則オンライン開催。	原則,延期又は中止。 ただし,オンライン開催は可能。
学内会議	通常どおり	原則,遠隔会議。 ただし,対面で行う必要性が高い場合は,感染防止 策を講じた上で実施。	遠隔会議のみ。
事務職等の勤務体制	通常どおり	在宅勤務や時差出勤(自動車通勤等を除く)を推 奨。 執務室では三密対策等, 感染防止策を講じた上で勤 務。	原則,入構禁止。在宅勤務。 大学運営や学生支援,遠隔授業等に最小限必要な 職員のみ出勤。

- *1 対面による授業の教育上の必要性や学内での研究活動の必要性については、研究科長又は学部長が判断する。判断に当たっては、ガイドライン及び「教育上の優先順位」等を勘案して行うものとする。また、教室使用について施設を管理する事務局担当課と協議すること。
- *2 窓口となる事務局各担当課が緊急性やその他の方法(電話・メール・オンライン)等を勘案して判断する。
- *3 クラブ活動・同好会活動のほか、自治会や任意で活動する団体・個人については、担当教員(学生部長)及び事務局の許可は求めないが、三密防止等、感染防止策を講じた上で活動することを原則とする。また、学内での活動については、教職員の指示に従うとともに、大学施設の使用について、施設を管理する事務局担当課と協議すること。